

令和7年度第3回古賀市スポーツ推進審議会
(部活動地域展開専門部会) 会議録

(要約筆記)

【会議の名称】 令和7年度第3回古賀市スポーツ推進審議会
(部活動地域展開専門部会)

【日時・場所】 令和7年8月20日(水) 18:30～20:00
リーパスプラザこが交流館3階302洋室

【審議会次第】

1. 開会
2. 審議会成立の報告
3. 部会長あいさつ
4. 概要説明及び議事
 - (1) 市内公園施設の開放状況について
 - (2) 地域クラブ認定基準及び遵守事項について
 - (3) 部活動地域展開における指導者の確保について
 - (4) 福岡県における指導者の派遣制度について
 - (5) 公立学校の教師等が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業について
5. その他
6. 閉会

【傍聴者数】 3人

【出席委員等の氏名】

委員：本多壮太郎委員(部会長)、中野敏明委員、薄秀治委員、吉村大輔委員、横田覚委員、尾関淳委員

事務局：生涯学習推進課 課長 樋口武史、生涯学習推進課 参事補佐 兼スポーツ振興係長 渋田孝治、その他1名

オブザーバー：文化課 課長 甲斐健史、文化課 文化振興係長 平直美、教育総務課 課長 吉永ゆかり、教育総務課 参事補佐兼庶務係

長 波多江由美

【欠席委員の氏名】 伊藤一哉委員、大森睦子委員

【庶務担当部署名】 生涯学習推進課

【委員に配布した資料の名称】

- ・レジュメ
- ・市内公園施設の開放状況について【別紙1】
- ・地域クラブ認定基準及び遵守事項について【別紙2】
- ・部活動地域展開における指導者の確保について【別紙3】
- ・福岡県における指導者の派遣制度について【別紙4】
- ・公立学校の教師等が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業について【別紙5】

【審議会概要】

(1) 市内公園施設の開放状況について

【事務局による概要説明】

前回審議会において学校体育施設開放状況について示していたが、公園施設開放状況について示していなかったことから、今回示すこととした。千鳥ヶ池公園、小野公園、古賀グリーンパークの大きな3つの公園を示す。千鳥ヶ池公園と古賀グリーンパークについては照明設備があり、施設によって異なるが20時から22時までの開放となっており、小野公園については照明設備が無いため、17時または19時までの開放となっているが、当日の気象状況によっては変更となることがある。

【審議】

(薄委員)

部活動地域展開された際の使用可能な施設という認識で良いか。

(事務局)

使用する可能性がある。

(薄委員)

部活動地域展開された際の公園施設を含め、体育施設の優先予約についてはどうか。

(事務局)

公園施設は都市整備課が管理しておりこれからの協議となる。学校施設では部活動地域展開された地域クラブが、既存のクラブより優先される予約方法を検討している。

(薄委員)

既存の少年野球や少年サッカーといったクラブチームがメインで使用している施設があると考ええる。そのようなクラブチームより、地域クラブが優先して使用するという認識で良いか。

(事務局)

そのような方向で検討している。

(薄委員)

そういった情報は既存のクラブチームにいつ伝達されるのか。恐らく混乱を招くのではないか。

(事務局)

現段階では決定していないが、公平性を損なわないように検討する。

(薄委員)

既存のクラブの場所の確保が難しくなることを想定していかなければならない。地域クラブへの優先が波紋を呼ぶことが想定されるため、可能な限り早く方向性を示すことが大切である。

(事務局)

地域クラブは学校施設の使用が大原則となる。公園施設は多くの既存クラブが使用しているため、バランスを保つことが重要である。理想としては地域クラブを優先したいが、既存のクラブとの公平性を保つためにも、都市整備課と協議しながら課題として検討していく。

(2) 地域クラブ認定基準及び遵守事項について

【事務局による概要説明】

前回審議会で示し、認定基準としてハードルが高すぎるのではという意見が挙げられたことから、見直しを行ったことから主な箇所を説明する。2ページ目、認定要件の表の『活動の持続性を担保するための指導・運営体制が構築されていること』について、一部文言を削除した。また、『クラブ活動の運営に必要な競技団体のコーチ資格等を取得すること』について、資格取得を要件としていたがこの要件を削除し、安全管理やハラスメント等に関する知識を身につけることという文言を追記した。『プレイヤーファーストの一貫した指導の在り方を明示すること』についてはそのまま記載することとしている。次に『市が推進する学校部活動の地域移行について、市へ協力すること』について、市の求めに応じ、必要な会議等へ参画することという文言を削除した。

3ページ目、①活動時間、休養日について、スポーツ庁が『スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間について』（平成29年12月18日公益財団法人日本体育協会）を示しているが、既存のクラブに対する活動時間の要件・上限について記載されている。仮に市が補助金を受けて実証事業を実施する場合は見直すことがあるかもしれないが、現時点ではこの活動時間で検討している。②活動場所・活動時間について、部活動地域移行期間中、学校周辺が混雑する可能性があることから17時30分からの活動時間としている。

4ページ目、(2)中学校備品借用及び施設利用に当たっての遵守事項等について、その活動の趣旨、内容等に即して市が定める場合がある。という文言を削除している。

6ページ目、⑥指導者の指導力向上について、最新の研究成果等を入手するとともに、客観的な科学的根拠に基づいたスポーツ医・科学の見地や、コーチング及びマネジメントの理論、スポーツ・インテグリティの確保等を踏まえた、までを削除している。

7ページ目、(6)会費について、可能な限り低廉な会費を設定することとしていたが、なお、地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、生徒や保護者、地域住民等の理解を得つつ、活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な会費を設定すること。という文言を削除した。

(中野委員)

全体的にハードルが低くなり、この内容で良いのではないかと考えるが、

3 ページの①活動時間について、週当たり16時間未満という表記があり実練習時間であると思われるが、大会や試合の場合は丸1日かかってしまう。その時間を活動時間に含まれると週当たり16時間未満という縛りはハードルが高く感じるため、望ましという表現にすると弾力的である。

(事務局)

大会や大会前の練習については時間を要すると考えるため、別日に振り替える等の対応が必要であると考え。最初の間口としては条件を緩くすることも検討する。

(中野委員)

大会に参加すれば6～7時間の時間を要する。活動時間を活動全部の時間と位置付けるとなると、大会参加の時間を含められると練習時間が不足する懸念があるため、弾力的な表現が望ましいと感じる。

(事務局)

種目によっても要する時間は変動すると考える。大会参加の時間は含めない等の改良の余地があると考え。

(本多委員)

平日2時間以内、休日3時間以内という時間は、大会ではなく練習という解釈であると考え。この週当たり16時間という時間も練習時間という解釈で捉えている。

(吉村委員)

平日2時間以内、休日3時間以内を基本とするという文言で残すことも良いと考える。

(尾関委員)

練習試合もある。7時に出発、8時に到着、12時に終了、それだけで4時間かかる。そのことを考慮すると練習試合もかなりやり辛くなる。また、どれ程、時間管理を行うのか。人によって解釈が異なって、部活、地域クラブによっては多くの時間練習している、という声が挙がることもある。誰が時間管理するのか。

(事務局)

生涯学習推進課である。

(尾関委員)

生涯学習推進課がどれほどの時間練習しているのか等、管理することで良いのか。それは難しいのではないかと考えている。学校の現状を話せば、管理職が時間管理をしている。土日の校外活動の時間も報告しているため、どこに行き、何時間活動するという事を把握している。日曜日は基本休養日のため、日曜日に活動すれば代わりの休養日の設定まで行う。時間を守るためには誰かが時間管理を行う必要があるが、地域クラブで時間管理は難しいのではと感じる。子どもの健康を考えた上で、このような時間設定とすることを原則としつつ、地域クラブに参加する子ども、保護者がそのような活動をするという約束がなされていることが重要である。もう少し詳細なケース、事例を示さないと時間管理は出来ない。

(本多委員)

現時点では平日2時間、休日3時間を守ることは学校が調査して、9割以上の割合で守られているが、部活動地域展開においては誰が時間管理するのかを含めて検討する必要がある。

(尾関委員)

中野委員の言うとおりに、望ましいという表現がこの認定基準に記載されないと、地域クラブの指導者には難しい。融通をきかせるようにしないと活動が出来ないが、その時間の振れ幅が人によって大きく異なってくると、不平不満につながる恐れも考えられる。

(本多委員)

ただ単に競技力を高めるのではなく、原則ということであるとを感じる。

(尾関委員)

このようなケースはないとは思いますが、原則であれば守る必要がないと主張する指導者に対して、どこまで制限をかけるのかという検討をしておく必要がある。

(尾関委員)

現状の部活動は放課後から始まるが、部活動地域展開では、17時30分から20時までの活動時間となり、基本的には子どもたちは一旦、帰宅して指導者が指導できる時間から2時間程度の練習時間となるという認識で間違いないか。

(事務局)

当初は17時からの開始を考えていたが、部活動と地域クラブとでは17時という時間が重なることから、混雑回避のため17時30分開始を想定している。

(尾関委員)

仮に15時から指導できるという指導者がいればどうなるのか。15時からの活動となるのか。

(事務局)

その場合は15時からの活動となる。

(尾関委員)

それはいつの段階の話か。

(事務局)

活動場所等が確保できれば地域移行期間中でも可能。

(尾関委員)

令和10年までは現状の部活動は存続するのか。

(事務局)

存続する部活動もあれば、地域移行する部活動もある。

(吉村委員)

古賀市には3中学校あるが、クラブ・種目によっては現時点で成り立たない部活動も多くなってきている。仮に学校が15時に終わって、15時から指導できる指導者がいたとしても、クラブ・種目によって3中学校が集まって部活動をするとなれば、送迎や移動時間等を考慮すると、子ども

たちのことを考えれば17時からの設定でも良いのではと考える。

(薄委員)

少ないクラブ・種目に関してはそれで良いと考えるが、そうじゃないクラブ・種目もあるため、17時からの時間設定はどうかと感じる。

(中野委員)

冬場の屋外を考えれば、17時30分という時間は屋外照明が無ければ真っ暗になってしまう。薄委員の意見に賛成であるが、仮に15時からという時間に来られる指導者がいれば、特に冬は15時からの時間設定がありがたい。

(薄委員)

3中学校が1つの場所に参集する際の移動手段は、また、事故、怪我をした際の責任の所在、物の移動はどうするのか。移動に関して、可能ならば古賀市にはコミュニティバスがあり、各中学校を周り1箇所に参加する等、予算の問題もあるため簡単なことではないと認識しているが、3中学校が一つに集約されるということは誰かが送迎しなければならない。部活動であればそのまま各中学校において参加できるため、移動に伴う事故等のリスクは最小限に抑えられる。今回の問題点としてはそのような事故に対してどうするのか、個人の責任になるのか。

(事務局)

まず移動について、3中学校が1つの箇所に集約されるが、自身で移動する方もいれば保護者が送迎する場合もある。コミュニティバスについては即答できないが、検討していきたい。保険については保護者負担にはなるが加入が必須であり、移動中の事故も対象になると考える。物の移動については、部活動地域展開されれば、現状ある部活動の備品や部室は使用しなくなることから、学校から借用することを考えている。

(薄委員)

指導者が備品の管理をするのか。

(事務局)

指導者になる。

(薄委員)

会費の上限額の設定は設けないのか。誰が会費の価格についての是非を判断するのか。

(事務局)

会費はその地域クラブが目指すところによると考えられる。より高い目標を目指すクラブは会費が高くなる、そうでない地域クラブは安くなると考えられるため、認定基準で会費の設定を行うことは相応しくないと考える。

(薄委員)

であれば、地域クラブが会費をいくりに設定しようと市は良い悪いは言われたいということか。

(事務局)

地域クラブによって目指す目標が異なるため難しいと考える。

(吉村委員)

2 ページ目の認定要件について、資格の取得を削除されているが、今後のことを鑑みれば将来的には取得することを記載して良いのではと考える。最初は資格必要なしという事例が見受けられるが、将来的には資格を取得することが望ましいと考える。

(本多委員)

地域クラブの立ちあがった際に、活動対象になるのは中学生だけとは限らない。児童や生徒や成人、一緒に競技する団体もある。既存のスポーツ協会に加盟する団体がこれを機に地域クラブとして新たな活動をしていけば、児童や生徒だけでなく成人もいる。資料の記載が生徒ばかりであり部活がこのまま地域クラブにスライドする内容に見受けられるがどうか。

(事務局)

実際に既存のクラブに中学生を受け入れているクラブはある。小学生、中学生、成人が混在して活動することになる。生徒という表現が多いが、会員という別の表現にする等、検討する。

(本多委員)

他自治体においても同じような書きぶりがあり、同じ質問をしたところ、地域クラブは中学生のみを対象とする方針であると回答があった。要するに児童、成人は入れないということ。古賀市は児童も成人も、多世代が会員として活動する地域クラブという認識で良いか。

(事務局)

その認識で良い。

(薄委員)

地域展開する際に、小学生、高校生、成人も一緒に活動する案内をしても構わないのか。

(本多委員)

どういう活動方針でどういう対象者を求めて活動するかは、市が方針に基づいてどのようなクラブを認定していくか、示していくと考える。

(中野委員)

スポーツ協会でも議論しているところで、中学生単独の地域クラブなのか、もしくは例えば既存の成人のクラブに中学生を吸収するという言い方が正しいか分からないが、そのようになればスポーツ協会会員も増えるのではという議論をしている。既存の成人のクラブに中学生はもちろん、小学生も吸収していけば、無理なく中学生を受け入れる土壌が出来る。新たなクラブで中学生を指導するとなると、スポーツ協会も二の足を踏む人が出てくる。ジュニア期のスポーツをどのように振興、担保していくかを考えた際に、成人のクラブに加入できる選択肢があっても良い。

(尾関委員)

是非そうなってほしいと考えると同時に、認定要件がネックになると考える。要件をもっと緩和して、子どもの選択肢が増えるような内容になってほしい。

(中野委員)

様々な選択肢を用意して、バリエーションを増やしたほうが中学生も行

きやすいのかなと考えている。選択肢の一つとして、例えば小中学校対象のバレーボール教室を7回やって、この練習内容で続けられる生徒は続けて、もちろん中には辞めて他の競技に移る子もいると思う。それを徐々にクラブ化していく試行期間を設けるやり方も良いのではと考えている。

(本多委員)

多くのスポーツ協会からは無理などのネガティブな意見が挙がることが多いが、ポジティブな意見が挙がることはありがたい。

(中野委員)

無謀な意見になるかもしれないが、例えば古賀市には2高校あり、中高連携のような、中学生高校生と一緒に練習するような、そのようなクラブを試行しても良いのではと考えている。また、現状、部活動に弓道部が無いが古賀中学校敷地内に弓道場がある。弓道教室を中学校対象に開催して、今までにない部活動種目の地域クラブを立ち上げる、そのような選択肢があっても良いのではと議論している。

(部活動地域展開における指導者の確保について)

(福岡県における指導者の派遣制度について)

【事務局による概要説明】

指導者の確保策については目次に記載した3つを検討している。まず、1. スポーツ協会の指導者登録名簿の活用について、古賀市スポーツ協会には、現在、協会に所属するクラブから提出される届出書をもとに作成した指導者名簿がある。名簿に登録のある競技数は16競技、指導者数は176人。スポーツ協会には23の競技団体が加盟しており、各競技団体にはそれぞれクラブチームが所属しているが、指導者として登録する際は各競技団体の会長を通じ、届出をスポーツ協会に提出し登録することとなる。登録するにあたり要件や有効期間は無い。

一方で課題もあり、部活動として実施されている種目のうち、軟式野球、バレーボール、剣道、バスケットボール、バドミントンなどは指導者が少ない、もしくは指導者の登録が無い。最新の情報が反映されていないこと、さらに指導可能な曜日・時間帯や年齢の情報が登録されていないことも課題となっている。

4ページ目、こうした状況を踏まえて、地域クラブの指導者としてこの

名簿を活用するための登録要件案を示す。具体的には、スポーツ協会が主催する研修会受講の必須化、安全管理の実施やハラスメントに関する誓約書の提出、活動中の怪我に備えた保険加入義務、そして年齢は18歳以上とすること。また、運用方針案として定期的な意向調査の実施、活動記録の把握、事故や不適切行為への対応、不適切行為があった場合の登録抹消といった仕組みを検討している。

6 ページ目、2. 市内スポーツ施設の定期利用団体（非加盟団体）に所属する指導者の発掘ということで、スポーツ協会に加盟していない団体からの人材発掘になる。対象となる団体は、令和7年度ではジュニアスポーツ団体が35団体、一般団体は45団体ある。こうした団体にも協力をお願いし、指導者として協力可能な方を名簿化して活用する予定。登録要件や運用方針はスポーツ協会のケースと同様に考えている。

7 ページ目、これらスポーツ協会加盟団体と非加盟団体からの2つの名簿を合わせて人材バンクとし、その運用は市の生涯学習推進課、またはコーディネーターが担い、スポーツ協会も協力する体制を考えている。

8 ページ目、3. その他の指導者確保策について、その他の確保策として、福岡県アスリート人材活用コンソーシアム、福岡県スポーツリーダーバンクの活用、市ホームページやLINEによる随時募集といった方法も検討している。

別紙4について、福岡県アスリート人材活用コンソーシアムは、県内の大学や企業、トップスポーツチーム、総合型地域スポーツクラブから指導者を派遣する制度である。派遣元の大学、企業等は表に記載のとおり。指導者の派遣は原則休日のみとなっており、派遣に係る旅費や謝金は福岡県で負担することとなっている。また、次のページの福岡県スポーツリーダーバンクについて、福岡スポーツ振興センターが運営するホームページに掲載されているもので、指導内容や指導場所、指導対象などから検索し、その条件に合致する登録者がピックアップされるというシステムになっている。条件に合う方がいれば、まず福岡県スポーツ振興センターに連絡して、そこから該当者に連絡していただき、その後は直接交渉という流れとなっている。

（薄委員）

部活動地域展開の際の指導者に対する予算はどれほどあるのか。

(事務局)

今年度については指導者に対する予算はない。謝金についてはその地域クラブが支出することとなる。

(薄委員)

以前の審議会資料で謝金1,600円/1時間という数字を見たが。

(事務局)

地域の方が学校に出向き指導する地域連携の場合の数字である。

(薄委員)

部活動地域展開を行う指導者には謝金はないのか。

(事務局)

基本的には地域クラブと指導者の契約になるため、地域クラブがどれ程の謝金を支払うかによる。

(薄委員)

要するに指導者に対しては無報酬、ボランティアで指導して会費については地域クラブで設定し徴収するということが良いか。この件についてはよく聞かれるためしっかりと伝えてもらいたい。指導者に対して無報酬であれば、指導者は見つけにくい、指導者として継続していくには難しいことから手を挙げる指導者はいないと考える。その割には荷が重い。

(本多委員)

少なくとも地域クラブを立ち上げる、運営する方々に対してある程度の報酬が無ければ持続可能とはならない。兼職兼業で指導する先生方に対してもこれ以上の手当がつかなければモチベーションはもちろん、持続可能な地域クラブとはならない。極端な話をすれば、既存のスポーツクラブで職業とされていて年収も多い方がいる。部活動地域展はうまくやれば自分の時間、家族の時間を犠牲にしてまで平日も週末も活動してきた方々にとってはチャンスでもある。それで食べていけるということは非常に限られた例かもしれないが、新しいビジネスチャンスといった可能性も大いにある。

(薄委員)

それならばもうクラブチームで良いのではないかという意見が挙がるのでは。クラブチームであれば会費をいくら徴収しようと、規約、週16時間の活動時間といった制約が無くなる。地域クラブでは様々な制限がある。地域展開で良いところは、学校の延長でスポーツを選択でき、少しの時間でも初心者でも入りやすい、それがクラブチームと異なる点だと考えている。現状から言うと指導者が見つかる可能性は低い、どれくらいの人材を見つけることが出来たのか。

(本多委員)

人材の話をするとならず見つからないという話になるが、同時進行でやらなければならないのが発掘と育成。地域クラブだけでなく、既存のスポーツクラブも抱えている問題。長年、同じ指導者が指導を続けて次世代の指導者育成が追い付かない。部活動地域展開を進めるにあたっては、人材を確保するだけでなく、将来を見据えてどのように指導者を育成するかを始めていかなければならない。例えば大学生の話をする、大学生は部活動に入っており出ていく時間が無いことから、派遣型ではなく参集型を実施している。また、大学の部活動には入っていないが、運動スポーツが好きで地域で活動している大学生は多い。そのような大学生が地域クラブの手伝いにくるケース、将来の指導者候補としての育成を始められる。そのように将来を見据えて活動していかないと持続可能とはならない。

(薄委員)

令和10年で部活動が無くなるといった情報が流れている中で、育成もしていかなければならないことは理解するが、果たして間に合うのか。スポーツ推進審議委員としてそのようなことまで考えて発言している。これで指導者が見つけれなかったという結果になった場合にどうなるのか、懸念している。今、議論しておかなければ部活動地域展開を考えてくれる人は誰なのか、懸念しているため発言する。

(中野委員)

スポーツ協会で5か年プランを作成し、指導者発掘育成の取り組みを進めている。登録している指導者のみならず、同時に発掘育成を実施、毎年3つの方向性で実施する。一つ目は年に1回程の指導者を集めての研修会、2つ目は県や教育委員会が開催する研修への指導者派遣、3つ目は指導者

の実践事例を発表する研修を考えている。ある程度、指導者としての意識が高まり素質のある指導者については、地域クラブでの指導者とする。計画的に実施し、そのような機運、土壌を創っていくことがスポーツ協会の役目であると考えている。

（尾関委員）

みんなが楽しめる地域スポーツが理想的ではないかと考えていて、自身も部活動に励んでいた身であり、部活動で中体連に出場して結果を残したい、さらに高いレベルで全国大会を狙うような子どもたちもいる、果たして地域クラブはどんな子どもたちをカバーしようとしているのか。お金をいくら払ってでも全国レベルで競技したいという子どもたちにとっては、現状、中体連にクラブチームも出場できるし既存のクラブチームがあればそちらに行けるのでは。逆に児童、生徒、大人みんなが楽しむ活動であればそこはスポーツを楽しむ団体という位置づけで良いのかなど。そうなる地域クラブはどんな位置付けになるのか気になる。

（薄委員）

地域クラブの指導者によるという話があったが、そこがすごく引っかかるというか、結局その地域クラブに手を挙げた指導者の意識次第で強いチームにしたという意識であればそのようなチームになってしまうと感じる。市が道を創って地域クラブを創ろうとしているが、当初の目的は中学生の行き場の確保であると考えているが、これまでの議論を総合すると、地域クラブが幅広い指導者が必要となっていて、参加者も様々で、果たしてそのような中で地域クラブの認定要件を作れるのか分からなくなってきた。

（本多委員）

大事な事だと考える。個人の意見としては少子化の割合よりも、部活動に入る人数、小中高大に上がるにつれてスポーツ人口が減っていることは、指導してきた我々の責任。指導の在り方は見直さなければならないが、メディアでも騒がれているが信じられない実態が明らかになる。一方で、競技志向ではない、共生社会に根付いたスポーツ団体が望ましいと感じる。

（中野委員）

中学生に関わって感じたことが、大きく3つの分類がある。競技志向の強い子、楽しみたい子、別の競技もしながら様々な体験をしたい子、表現

すれば A 群（競技志向の強い子）、B 群（楽しみたい子）、C 群（別の競技もしながら様々な体験をしたい子）があり、地域クラブは B、C 群で良いのではと考えている。A 群は強くなりたいたらそのようなクラブチームに行っても良いと考えている。ただ、どうしても部活動の評価は強い人はいえるのか、結果はどうだったのかと必ず聞かれる。それが部活動の評価という認識が一般社会の中にある気がする。もっと別の指標で評価できる考え方が無いのかと。指導者としては B、C 群の子たちをどうすれば A 群に引き上げることが出来るのかを考えているが、地域クラブには B、C 群志向の子らで良いのではと感じる。

（尾関委員）

個人的に地域クラブには B、C 群の子らが楽しめる地域クラブを創ることが良いと考えるが、中体連への出場が出来るのかという課題がある。今すぐに結論を出す必要はないが、どういったクラブを認定して中体連に出場できるのかは保護者に必ず聞かれるため、どうやって中体連への出場を担保するのかを検討する必要がある。

（吉村委員）

子どもたちがどのような思いで参加していくか、それに対して大人たちがどんなチームを創っていくか、B、C 群という考えで良いのではないか、様々な子どもを助ける思いで良いのではないかと感じる。

（薄委員）

令和 10 年に子どもたちの行き先が無くなることのないようにするための会議であると認識している。そのためにたくさんのアイデアが必要。このままであればスポーツが出来なくなる、選択肢が減ってしまうと感じる。

（吉村委員）

別紙 4、福岡県アスリート人材活用コンソーシアムについて、県が実施する事業になるが今後も継続してある事業ではない。令和 7 年度までは実施しているが、次年度以降も実施するかは未だ分からない。今後も継続して実施されれば良いが、この事業を頼ることは怖いかなと感じる。

（公立学校の教師等が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業について）

【事務局による概要説明】

教育総務課は学校教職員の人事・総務に関することを管轄しているため、教育総務課から説明する。まず、教職員の地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業について、公立学校の教師等は自ら希望する場合に法律の規定に基づき、教育委員会の許可を得た場合は兼職兼業を行うことが可能となる。教職員が兼職兼業の許可を得るプロセスについて、一般的には、兼職兼業希望先の地域クラブからの依頼状を基に、所属する学校長へ相談・了承の上、教育委員会の兼職兼業の許可を得て地域クラブの業務に従事することとなる。これにより、報酬を受けて従事することが可能となる。一方で兼職兼業時の業務の管理監督者は普段の教師としての管理監督者である校長と異なること、勤務時間については教師等としての労働時間と兼職兼業先の労働時間を通算する必要がある、この点については留意すること。

地域クラブ活動において指導を希望する教師等の兼職兼業の形態について、9 ページ目を参照。考えられる兼職兼業の例をまとめたもの。大きく分けて自治体が運営主体として教員に委託し謝金等を支払う例、民間の地域団体が運営主体として教員と雇用契約を締結する、委託する、または有償ボランティアとして依頼する例があり、勤務形態によって取り扱いが異なる。次にその他としては、教員本人が無償ボランティアとして活動を行う例が考えられことで提示されている。古賀市における地域クラブで教職員がどのように関わっていくか、今後の検討次第になると考える。現時点では民間の地域団体での有償ボランティアが考えられると想定している。

兼職兼業を行う際の留意点として、兼職兼業を希望しない教師への依頼は禁止されている。また、兼職兼業を行う場合、地域クラブに従事する時間であっても教師としての勤務が急遽必要となった場合には、教師としての勤務に当たれるようにしておく必要がある。教師としての勤務時間内に兼職兼業先の業務に従事する場合は、職務専念義務の免除の承認が必要である。

次に教師の健康管理等の観点から留意する事項として、教師が地域クラブで兼職兼業を希望する場合には、学校における労働時間と地域クラブにおける労働時間を通算した時間から、法定労働時間を差し引いた時間が、複数月平均80時間以内とならない場合は、兼職兼業の許可をださないこととなる。教師の健康確保のために、超過勤務時間は1月45時間以内であることが望ましいとされる。このため、本市においても兼職兼業する場合は、指定の様式等を作成して活動時間を毎月、学校長等を経由して教育委員会に報告することを想定している。

次に、事故が発生した際の責任・対応について、基本的には地域クラブでの活動中の事故の責任所在は学校ではなく地域クラブとなる。

兼職兼業時の指揮監督の主体については、指揮命令権者は校長ではなく地域クラブになる。

教育総務課では説明した手引きの内容を基に、市内の教職員向けに兼職兼業マニュアルの作成に向けて準備しており、準備が出来次第、教職員に向けて配布を行う。

（横田委員）

古賀竟成館高校は、市ではなく古賀高等学校組合という組合になる。古賀竟成館高校の職員が地域クラブで兼職兼業したい場合も、この手引きに当てはまるのか。

（事務局）

組合立は所管が異なり組合の教育委員会の規定に則ることとなるが、国が示す指針は公立学校に所属する職員向けであるため、考え方は同じになると考える。

（尾関委員）

自治体から教職員が委託を受ける場合は、地域クラブの代表として委託を受けるということか。

（事務局）

代表の場合もあれば指導者の場合もあり様々なケースが考えられる。ここでは例を挙げているが、実際に市でこのような形になるかは不確定である。

（尾関委員）

どのようなケースがあるか想定した上で教職員に示してほしい。

（事務局）

手引きでは様々なケースを示すこととしたい。

（薄委員）

この内容は小学校にも周知するのか。

(事務局)

周知する。

(薄委員)

運営主体が民間の団体であるケースを示されていたが、運営主体は自治体ではないのか。

(尾関委員)

教職員が兼職兼業で委託を受けることは非常にリスクが高い。様々な賠償責任を教職員が負わなければならないリスクを教職員が理解しなければならない。どのケースであればだれが責任を負わなければならない、指導者として保険に入っておかなければならないという判断を教職員自身が判断しなければならない、そのような形になっている。教職員の立場として意見を挙げているが、古賀市のケースであればこのようなケースがある等、マニュアルに入れてほしい。

(事務局)

基本的には9ページの表に沿って作成したいと考えるが、民間という言葉が誤解を与えかねないので改めていきたい。

(薄委員)

中学校の教職員で部活動を指導したいという方はどれ程いるのか。

(本多委員)

ある市の場合には18%程で非常に低かったが、様々なモデル事業を実施していく中で20～30%に上がった。具体例が分からないと指導したくないという方は多く、具定例が分ると指導したいという方は増えたケースがある。

(薄委員)

例えば10%の方でも具体例が分れば指導者になりたい方はすぐに指導者になれると考える。

(事務局)

手引きに則ったマニュアルを示す時期に小中学校の教職員にアンケートを実施する。その際にどれ程の教職員が指導者になりたいか、割合が見えてくるのではと考える。2年程前、学校教育課が中学校の教職員向けに、部活動に関する

るアンケートを実施しており、その中に報酬を受けて指導することを希望するかの項目があったが、希望すると答えた教職員が50%弱あり、半分の教職員が希望しないと回答している。

（本多委員）

ある町では原則、兼職兼業モデルで地域展開を行う方針であり、今年度から2中学校で6クラブを地域クラブとして実施している。次年度以降からクラブを増やして実施していくと思われるが、学校教育課と連携して資料もいただけるのではと考える。

（薄委員）

教職員に対するアンケートはいつ頃実施するのか。

（事務局）

準備中のため、秋頃に出来ればと考えている。

（尾関委員）

アンケートをとるのは地域クラブについてか。

（事務局）

兼職兼業のアンケートで、質問項目で地域クラブでの指導を希望するかの項目や、クラブチームでの指導経験はあるか等の項目を考えている。

（中野委員）

横田委員にお聞きしたいが、冒頭で中学生と高校生が連携したスポーツ活動を考えていると述べたが、夏休み中に中学生が高校へ出向き部活動体験をしていると聞いた。活動場所、指導者などの様々な問題はあるが、中学生の受け皿として高校生と一緒に活動できる可能性はあるか。

（横田委員）

ゼロではないと考える。古賀中学校体育館が工事で使用できないとのことで、古賀竟成館高校に出向いて一緒に練習しており、その中で高校の技術力などを学び、それを通してここでやりたいと考えてもらえればなり得る。そのような考えでゼロではない。ただ、そのような部活動がたくさんあるかと言われればそうとは言い難い。